平成２３年（フ）第１１７９号
埼玉県新座市栗原３丁目２番16号　カーム・ドエル101号室
債務者　門脇　尚幸
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
栃木県足利市粟谷町396番地１
債務者　植木　一三
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第９３号
栃木県足利市朝倉町３丁目34番地12、従前の住所栃木県足利市堀込町2758番地　スカイウイング203号
債務者　本島　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後２時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６９号
熊本県八代市三楽町１番34号
債務者　宮田　親一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５１３８号
大阪市西淀川区佃３丁目19番41―212号
債務者　橋本　秀二
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１５号
奈良市佐紀町3356番地
破産者　山本　澄子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
奈良市あやめ池北３丁目10番７―604号
破産者　水野谷貴嗣
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―408
破産者　美容室坂口こと　坂口　精晃
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１１号
さいたま市北区奈良町113番地５
破産者　茂原　　稔
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８６号
千葉市若葉区桜木３丁目15番11号
破産者　熊井　教夫
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８７号
千葉市若葉区桜木３丁目15番11号
破産者　熊井　末子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎58番地１
破産者　金澤　典利
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６２９号
埼玉県川口市上青木４丁目５番24号　上青木ハイツ203号
破産者　宮谷　米子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７５号
さいたま市浦和区常盤10丁目19番12―602号
破産者　安藤　琢磨
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６０号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目39番地４
破産者　伊藤　富久
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
相模原市南区上鶴間本町８丁目５番12号　メイト町田102
破産者　原田　至誠
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１号
山梨県甲府市大手１丁目４番10号ハイツオオテ103
破産者　伊藤　博文
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
山梨県甲府市千塚４丁目４番20号
破産者　早川　英明
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係